

石川県公報

平成 22 年 11 月 5 日
第 1 2 3 3 7 号 (金曜日)
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示	公 告
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室) 1	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (経営対策課) 5
○青少年に有害な図書等の指定 (同) 2	
○漁業災害補償法第108条第 2 項の規定による同意の認定 (水 産 課) 2	

告 示

石川県告示第409号

いしかわ子ども総合条例 (平成19年石川県条例第18号) 第41条第 1 項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成22年11月 5 日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	セクハラ女上司 パンスト性感責め	オ ー ピ ー 映 画
"	スケベな住人 昼も夜も発情中	"
"	監禁玩具 わいせつ狩り	"
"	淫乱Wナース パイズリ治療	"
"	オガムド～五感度～ (原題) FIVE SENSES OF EROS	エ ス ピ ー オ ー
"	悪魔の毒々ボウリング (原題) GUTTERBALLS	ギ ャ ガ
"	性愛婦人 淫夢にまみれて	オ ー ピ ー 映 画
"	癒しの遊女 濡れ舌の蜜	"
"	肉体婚活 寝てみて味見	"
"	後妻の情交 うずき泣く尻	"
"	ビーイング・ボーン～驚異のアメリカ出産ビジネス～ (原題) THE BUSINESS OF BEING BORN	ソ ニ ー ミ ュ ー ジ ッ ク
"	ノット・レイテッド～アメリカ映倫のウソを暴け！～ (原題) THIS FILM IS NOT YET RATED	"
"	新釈・四畳半襖の下張り	新 東 宝 映 画
"	悦楽の姓界 淫らしましょ！	オ ー ピ ー 映 画
"	絶対痴女 奥出し調教	"
"	YOYO CYU SEXと代々木忠の世界	ス タ ー サ ン ズ
"	痴漢電車 とろける夢タッチ	オ ー ピ ー 映 画
"	奴隷飼育 変態しゃぶり牝	"

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成22年10月28日

石川県告示第410号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成22年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2010年10月号 (04333-10)	(株)エィダブリュコーポレーション 金 沢 営 業 所
〃	シティヘブン北陸版 2010年11月号 (04333-11)	〃
〃	Na i Na i プレス北陸 2010年10月号 (06805-10)	電 王 堂 出 版 (株)
〃	Na i Na i プレス北陸 2010年11月号 (06805-11)	〃
隔 月 刊 誌	DOM 2010年10月号 (86663-10)	ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成22年10月28日

石川県告示第411号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成22年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 美川第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

白山市美川永代町甲88番地8 美川定置網漁業組合 代表者 竹内 次男

白山市美川和波町カ284番地1 福岡 隆三

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧美川漁業協同組合の地区（白山市徳光町及び八田町並びに能美市のうち合併前の根上町を除く区域に限る。）

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定に

よる通知年月日

平成22年10月 1 日

2 金沢加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

金沢市専光寺町ツ45番地 株式会社重福
金沢市金石北 2 丁目13番38号 筆漁業有限会社

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち金沢市並びに白山市徳光町及び八田町の区域

(3) 区分

小型定置漁業及び総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の 2 において準用する同令第46条第 1 項の規定による通知年月日

平成22年10月 1 日

3 金沢加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

金沢市佐奇森町ヲ127番地 大杉 定男
金沢市神谷内町へ67番地 1 号 関塚 勝次

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち金沢市並びに白山市徳光町及び八田町の区域

(3) 区分

法第104条第 2 号に掲げる漁業のうち①及び②に掲げる漁業以外の漁業であって、総トン数 3 トン以上の漁船により営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の 2 において準用する同令第46条第 1 項の規定による通知年月日

平成22年10月 1 日

4 石川とぎ第 1 加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸ヌの 8 番地 2 有限会社大興丸水産
羽咋郡志賀町西海風無ヌの80番地の甲 大漁丸水産有限会社

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区（西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。）

(3) 区分

総トン数10トン以上の漁船を使用して営む小型まき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の 2 において準用する同令第46条第 1 項の規定による通知年月日

平成22年10月 1 日

5 石川とぎ第 1 加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸イの27番地の 1 瀬川 善彦
羽咋郡志賀町西海風戸イの 3 番地の 4 橋本 克広

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区（西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。）

(3) 区分

総トン数3トン以上10トン未満のまき網漁業を行う漁船により、主としてかごを使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成22年10月1日

6 石川とぎ第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風無チの46番地 高中 祐治

羽咋郡志賀町西海風無チの55番地 小川 英樹

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

(3) 区分

総トン数3トン以上10トン未満のまき網漁業を行う漁船により、主として底びき網又は刺網を使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成22年10月1日

7 石川とぎ第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海久喜いの24番地4 井高 彦二

羽咋郡志賀町西海風無りの55番地の2 久木 喜久彦

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち①から⑦までに掲げる漁業以外の漁業であって、総トン数3トン以上10トン未満の漁船により行う漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成22年10月1日

8 石川とぎ第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸ハの154番地 辰己 利平

羽咋郡志賀町西海風戸ハの215番地の甲 柿本 秀樹

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち船外機以外の推進機関を備えた総トン数3トン未満の漁船により行う漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成22年10月1日

9 石川とぎ第2加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町赤崎口の258番地 松村 松一
羽咋郡志賀町赤崎レの3番地 木村 豊男

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜の区域に限る。)

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち総トン数3トン以上10トン未満の漁船により行う漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成22年10月1日

10 石川とぎ第3加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町稲敷チの38番地 砂走 俊六
羽咋郡志賀町酒見河原147番地 岩尾 忠司

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(富来七海、東小室、酒見、稲敷、富来領家町、相神及び富来地頭町の区域に限る。)

(3) 区分

総トン数3トン以上10トン未満のまき網漁業を行う漁船により、主として底びき網、刺網又はかごを使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成22年10月1日

11 石川とぎ第3加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町酒見松田10番地 川通 春光
羽咋郡志賀町相神ニの6番地 山村 外美夫

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(富来七海、東小室、酒見、稲敷、富来領家町、相神及び富来地頭町の区域に限る。)

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち①から④までに掲げる漁業以外の漁業であって、総トン数3トン以上10トン未満の漁船により行う漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成22年10月1日

公 告

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成22年11月8日から同年12月7日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成22年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
県 営 ほ 場 整 備 事 業 （ 経 営 体 育 成 型 ）	志 雄 地 区 （ 子 浦 工 区 ）	換 地 計 画 書 の 写 し	石川県中能登農林総合事務所 土 地 改 良 部 計 画 課
〃	志 雄 地 区 （ 荻 市 工 区 ）	〃	〃